



The 8th General Conference
of EASTICA & Seminar
2007, 10, Tokyo

シンポジウム「デジタル時代のアーカイブ —アジアからの発信—」を傍聴して考えたこと

塚田 治郎

日本アーカイブズ学会会員
学習院大学大学院科目等履修生

1. アーカイブズ学と歴史学の関係

「歴史学はアーカイブズ学の補助学である。」これはアーキビストの心をゆさぶる保立氏の言葉だ。フランス革命以降、アーカイブズ学は歴史学の補助学と見られていたが、保立氏はこのアーカイブズ学と歴史学の主従関係を逆転させてみせてくれた。「アーカイブズは...単に個別の学問と等置できるようなものではなく、社会・組織体に不可欠な記憶・記録機能を担うもの」というのが逆転の論拠である。この論拠は、歴史学ばかりでなくすべての学問がアーカイブズ学の補助学であることを示唆している。だが、アーカイブズ学は歴史学の補助学なのか、あるいは逆に歴史学がアーカイブズ学の補助学なのか、という問いは、アーカイブズ学が歴史学の補助学と見なされているがゆえに生まれる問いであるから、アーカイブズ学があらゆる学問と対等の関係を築くことができれば、どちらが主でどちらが従かということ論ずる意味は失われ、このクリティカルな問いは地平から姿を消すだろう。そうしてみると、保立氏は、アーカイブズ学が歴史学の補助学だという伝統的な考え方が日本でいまだに残っていることを、この言葉をとおしていいいたかったのではなからうか。

2. アーカイブズについての一般の認識

保立氏のいうように、アーカイブズは社会の記憶を担うものであるから、アーカイブズはすべてのひとにかかわるものである。だが、ひとひとのアーカイブズの理解は、テレビで見る映

像アーカイブは別として、せいぜいお役所が保管している貴重な歴史資料以上のものではない。このような認識を植えつけてしまった原因は、アーカイブズを貴重な資料としてひとびとから遠ざけてきた過去の慣習にある。もちろん、日本ばかりではなく欧米でも、公文書館を利用できたのは歴史研究者のみという時期はあった。しかし、欧米では、早い時期からアーカイブズをひろく一般市民に利用させる方向に転換し、展示の方法を改め、市民が利用しやすいようにサポート体制にも配慮したのである。アメリカの国立公文書館 (NARA) の館長であったジョン・カーリンは、「ひとびとの生活にとって記録がいかに重要であるか、そしてその記録は...閲覧、あるいはオンラインで利用されるためにあるということをひとびとに理解させようと考えた¹⁾」という。

3. インターネットの持つ力

NARA のホームページを開いて「ビデオ参照」をクリックすると、アーカイブズや記録の重要性がよくわかるビデオが流れてくる²⁾。ルーズベルトやケネディのほか第二次大戦開始時にアメリカ政府が日系人を強制収容する誤りを引き起こしたことを謝罪するレーガン大統領の姿

¹⁾ ジョン・カーリン著 (小谷・古賀訳) 「NARA とともにわが戦略計画と成果」記録管理学会・日本アーカイブズ学会編 『入門 アーカイブズの世界』日外アソシエーツ、2006年、75頁

²⁾ <http://videocast.nih.gov/sla/NARA/dsh/broadband.html> (2008年1月8日参照)

もでてくる。グレタ・ガルボ、アインシュタイン、ヒッチコックがアメリカに移住してきたとき作成された書類の映像もでてくる。

インターネットの時代には、オンラインによる情報の発信がひとびとの理解を得るうえでとりわけ大きな働きをする。NARAのwebページを見たひとが面白いと知人にメールで伝え、その知人がさらに別の知人にその面白さを伝えていくというねずみ算的な伝播力をインターネットがもっているからである。日本でも、国立公文書館が「公文書館って何?」「公文書で歴史発見」などのタイトルでアーカイブズの説明をホームページに掲載している。国立公文書館のこの試みが、次の世代のアーカイブズに対する理解を深める役割を果たすのは確かなことである。しかし、オーディアンスを引きつける点で日米の差はかなり大きい。これは予算規模の大きな差が理由であろう。この差を埋めるには、関係諸団体が一致協力してアーカイブズの広報普及活動をしていかなければならない。

だが、ここで大切なことは、アーカイブズの位置をどこにおくのか、ということである。かりに、これまでと同じように「アーカイブズ学は歴史学の補助学」という立場に立つのであれば、歴史学者からの支持は得られても、すべてのひとから支持を得ることは難しい。アーカイブズは、市民生活の基盤であり、民主主義の基盤であり、あらゆる学問の基盤である、という立場に立ってこそすべてのひとから支持を得られる。

4. シンポとインターネット

わたくしがシンポを傍聴する機会を得られたきっかけは、公文書館に勤務する友人と日本アーカイブズ学会の両方から、eメールによる案内を受けたからだ。深夜、国立公文書館のwebページにアクセスして参加手続きを確認し、eメールで申し込み、翌日には出席の許可を得た。政府のe-Japan計画のお陰で自宅の机から一

歩も離れることなくすべての手続きが完了した。

シンポでどのようなことが語られたのかは、この『アーカイブズ』誌31号が、シンポを時間と空間から切り離し、全国の読者の手元に届けてくれるからわかる。しかし、いまのコンピュータ技術は、できごとをただちに時空から切り離し、世界に伝えることを可能にしている。できごとの映像と音声インターネットにのせれば、だれもが、いつでも、どこでも、くり返し、できごとを確認できる³。テレビをつければ、どこかで開かれたシンポを放送していることがある。生放送であれば、ファックスで意見を送ることもできる。また、双方向であれば、番組に遠隔地から参加することもできる。しかし、現状のテレビ放送は、だれでも、いつでも、どこでも、くり返し、ということにはならない。グローバル、かつ時間の制約を取りはらう点でインターネットはテレビよりはるかに優れている。これは、電子記録とコンピュータネットワークが情報の発信の領域でこれまでのどのメディアよりも優れているということを意味している。そうした点からみても、また、先に述べたインターネットの情報伝播力という点からみても、このシンポが「デジタル時代のアーカイブ アジアからの発信」というテーマで開かれたことは時宜にかなうものであった。

5. 記録蓄積に問題が

シンポでは、図書館など類縁機関との協力、標準メタデータの整備、記述アイテムの標準化などについて提言がなされた。これらの多くは、発信ではなく蓄積と保存の環境整備に深くかかわるものである。発信には内容(コンテンツ)の蓄積が前提となるから、「情報の発信」と「記録の蓄積」は表裏一体といえる。とすれば、

³ アーカイブズ関係のシンポをインターネットをつうじて広く公開することは、平成12年12月に国文学研究資料館が開催した第6回シンポジウム「コンピュータ国文学「二十一世紀の文学とコンピュータ」」で試験的に実施されている。

発信ではなく蓄積と保存についての発言が多かったことに首を傾げることはないのだが、蓄積にかんする意見がおおかったということはパネリストたちに蓄積と保存にかんする法令、その他の環境整備がまだまだ十分ではないとの認識が強いということを示しているように思える。

電子記録をアーカイブとして蓄積するということは、ただ単に作成されたままの電子記録を保存することではない。コンテンツを利用可能な状態にするための関連情報をタグづけしなければならない。利用のしやすさを考えてタグをつけようとすれば、それがどれほど困難で多くの労力を必要とする作業なのかは、データベース作成の代表的な事例をいくつか検証すれば明らかになる。このようなことが背景にあってのことと思うが、どのパネリストも標準メタデータの作成が喫緊の課題だ、と指摘している。また、分類と記述についても標準化が必要との意見がでた。分類も時代の変化とともにその中身が変わるので適宜見直しが必要という意見もあった。分類は静態的なものではなく動態的なものだという鋭い指摘である。

韓国では10年間一度も利用されない記録については分類を見直しているという。同時通訳をとおして「10年間1回も利用されなかった記録は...見直しをする」と聞いたとき、わたくしは保存年限を見直すのだと思い込んだ。そして、わたくしは、選別に際して、永久価値の概念ではなく、永久価値に代わって台頭してきた、現に価値があるという *continuing value* の概念を韓国が採用しているのだと想像した。しかし、速記録を読むと、見直しをするのは保存年限ではなく、分類であるという。「記録は...見直しをする」の「...」の箇所が明確に聞こえていなかったようである。しかし、再分類をするというのは具体的にどのような作業をしているのであろうか？ 既往の他の分類に移すということなのであろうか？ それとも、新たに分類を設けるということなのであろうか？ いずれにしても、分類

の変更は、ドキュメントのコンテキストを変えることになるのではないだろうか？ なぜなら、分類そのものもドキュメントの一部と考えられるからである。コンテキストが変われば解釈も変わる。分類の変更は、だれの、どのような権限によっておこなうのであろうか？ 10年間利用されなかったドキュメントのみを対象に再分類するということはどういうことなのだろうか？ それ以外の記録はどうするのだろうか？ かりにシステムにビルトインされている辞書を改訂するというのであれば、対象となる記録全体を見直すということになるのではないか？ このような問題をどのように解決しているのであろうか？ わたくしは、見直しに反対しているのではない。利用者の観点からみれば、見直しは当然に必要である。研究の結果、テキストに新しい解釈が生まれれば、その学説を考慮したメタデータを付け加えなければならない。そのメタデータがなければ利用者の適切な利用が保証されないからである。わたしが疑問に思うのは、10年間利用されなかったという事実は、分類もさることながら、ドキュメントを保存する価値により直接的な関係があるのではないか、ということである。

6. 記録媒体保存の問題

電子記録媒体の保存にも難しい問題がある。世間では、辞書や音楽レコードのCD化、iPodの出現などの経験から、電子記録の保存費用がほかの媒体に比べて格段に低い、という認識は常識になっている。そのため、電子記録による保存は、スペースと費用の両面で、紙文書の保存に比べてはるかに優れている、ということが議論の余地のない前提とされている。しかし、電子記録の保存を考えると、イギリスのドームズデイブック電子記録化の失敗例に学ぶことが必要である。ドームズデイブックとは、征服王ウイリアム (1028 - 87) が、領主、土地の所有権、土地の利用、住民の社会的身分、税金、

その他の権利義務関係を調査した記録である。イギリス人は、これを中世ヨーロッパにおける最も先進的な国勢調査として誇りにしている。BBC はドームズデイブック誕生900年を記念して、1986年に、ビデオや写真なども入れ、レーザーディスクにして出版した。しかし、わずか10数年で読めなくなってしまったのである。画像処理技術が格段に向上し、レーザーディスクを読む装置がなくなってしまったからだ。このようなことは、ドームズデイブックの例に限らず、日本でも多く人が経験している。

7. 保存形式と費用の問題

こういったことも念頭にあったのだろうが、保存費用の観点からみて記録をデジタル形式で保存することが最適なのだろうか、という問いがフロアーから提示された。これについて、「韓国では、紙の記録については二とおりの対応をしている。ひとつは、電子記録化した後に紙の記録は処分する。もうひとつは、電子記録化した後も紙の記録を保存する」との紹介があった。おそらく、電子記録化は主として閲覧に供するためであって、重要な文書は原本をそのまま残す、という考え方で作業が進められているからであろう。アメリカからは「紙で保存するのは電子記録で保存するよりも1千倍も費用がかかる。そのうえ、紙の書類を収納するような場所はもはやどこにもない」とのコメントが述べられた。とはいえ、アメリカでも歴史的に重要な文書は原本を残しているにちがいない。

一般論としてならば紙の保存費用が電子記録の保存費用よりも高いということに異論はない。しかし、アーカイブ電子記録の保存費用を一般の電子記録の保存費用と同じレベルで考えて良いのであろうか？電子記録は保存する前に、各種の情報をメタデータとして記録とともにもたせなければならない。また、その記録を読めるハードウェアとソフトウェアの両方を同時に保存しなければならない。さらに、ハードウェア、

OS やアプリケーションソフトの進化に応じて保存している電子記録を新しい機種とソフトに対応するものにつぎつぎと書き換えていかねばならない。たしかに、紙の場合は、紙質の耐久性の問題もあって永久保存は不可能である。これを電子化して、適切かつ確実にデータのマイグレーションがおこなえば、電子記録は永久に保存される。だが、この無限に続く機種の変更とデータの書き換えの費用をどのように算定するのか？その数字が妥当であれば、紙やマイクロフィルムの保存費用より安いのか高いのかは比較できる。技術の進歩は未知のことであるから、計算には多くの仮定が入らざるを得ない。永久保存の電子記録の保存費用が紙の保存費用より安いのか高いのかを決めるには、計算根拠の再吟味からはじめなければならないのではないか？

また、記録をデジタル形式で保存することが最適なのかどうかの検討には、電子化の目的が発信のためなのか、それとも保存のためなのかをまず問わなければならない。保存のためであれば、安全確実で、かつ費用が安い保存方法を電子記録に限らずマイクロフィルムも含めて検討すればよいということになる。しかし、目的が発信にあるのであれば、電子記録化以外に選択肢はないのであって、検討されるべきことはひとびとが公開を望んでいる資料はなにかという視点から電子化作業の優先順位を定めることである。そして予算の許す範囲で電子記録化をすすめる、ということであろう。

8. ボーン・デジタルの保存

蓄積と保存にかかわる問題をいくつか指摘してきたが、保存の検討すらされずに消去される記録があるという深刻な問題もある。マレーシアからの紹介にあったように、e ガバメント化推進運動は、あくまで行政事務の効率化と迅速化、行政サービスの質的向上にある。このプロセスで欠落しているのが記録の保存である。e

ガバメント化推進の過程で作られるほとんどのシステムで、システム運用上不要と設計者が考える記録は、1年、5年、10年の単位で自動的に削除される。システム設計者には、将来のために記録を残すという考えのもちあわせはない。日本の記録の保存期間は最長でも30年であるから、作成後30年にはすべての記録がコンピュータから自動的に抹消されることになる。紙文書の場合は、現用記録から非現用記録に移行する時点で、歴史的文書として残すべきか、あるいは廃棄すべきかを見直す機会があったが、電子記録の場合は、記録作成者や利用者の意識にのぼらないうちに消去されてしまう。記録作成時点からデジタルの記録、いわゆるポーン・デジタルの保存対策を早急にたてる必要がある。現状のまま推移すれば、20世紀末から21世紀にかけては「記録の暗黒時代」であった、といわれるようなことになりかねない。これを危惧する声がすでにあちこちであがっている。

9. 新しいパラダイムで

電子記録は技術進歩によりまったく新しい問題を提起している。新しい問題とは、電子記録が、画像や音声を組み合わせた新しいハイパーメディアを誕生させたことである。これが公文書館、図書館、博物館、美術館の領域の境界を

溶かしはじめている。このことは、このシンポでおこなわれている議論と共通するテーマが図書館の領域でも議論されていることからわかる。こういった問題にわれわれはどう対応していくのか。対処療法による解決は禍根を将来に残すことになる。電子記録によって社会はどのように変化したのか、ひとびとのアーカイブズに対する期待はどう変わったのか、紙文書から電子記録に変わるということはどういうことなのか、電子記録アーカイブズに伝統的な理論を適用できるのか、こういった問題を広い視野から問いなおしてみる必要がある。そして、問題の在りかを整理して、よりきめ細かく、かつ深く議論をし、行動計画を速やかに策定する必要がある。問題は一朝一夕で解決できるものではないが、政府、政府機関、関係諸団体が協力しつつ市民とともに一歩ずつ前に歩きだすことが肝要である。

最後に、ティボドー氏と金容媛氏の言葉を引用してこの稿を終えることにしたい。

「アーカイブ理論を深く研究すれば、電子記録の時代が抱える問題の答えが見えてくる」
(ティボドー)

「何かを変えることは難しいが、変えることはチャンスでもある」(金容媛)

塚田 治郎 (つかだ じろう)

学習院大学大学院人文科学研究科科目等履修生。日本アーカイブズ学会・記録管理学会。『入門アーカイブズの世界』で、ジャン＝ピエール・ワローおよびテリー・クックの論文の翻訳を担当。